平成２３年（フ）第２０４号
千葉県銚子市犬吠埼10222番地　市営住宅25号
債務者　高木　静子（旧姓西廣）
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　知明
4　破産債権の届出期間　平成23年12月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年１月23日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第１５７号
長崎県大村市久原１丁目594番地４、前住所長崎県大村市上諏訪町1053番地７
債務者　川村　新一
1　決定年月日時　平成23年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八木　義明
4　破産債権の届出期間　平成23年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年２月１日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第２７２号
茨城県筑西市玉戸1327番地50
債務者　平岡　武志
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　志村　和俊
4　破産債権の届出期間　平成23年12月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年２月21日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第５９４号
兵庫県加古川市別府町新野辺2232番地
債務者　寺尾　幸雄
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　直樹
4　破産債権の届出期間　平成23年11月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月10日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１２００号
神戸市長田区重池町１丁目５番６号　コート上沢215号、従前の住所神戸市須磨区白川台２丁目45番地の２
債務者　髙丘　　弘
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高島　　健
4　破産債権の届出期間　平成23年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月24日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５６６号
兵庫県朝来市生野町口銀谷2209番地１
債務者　谷藤　和彦
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤松　範夫
4　破産債権の届出期間　平成23年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月24日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３０９号
兵庫県明石市魚住町清水530番地の４　リベール明石魚住Ⅳ503号
債務者　河渕　卓穂
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　健宗
4　破産債権の届出期間　平成23年12月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月31日午前10時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第６０号
北海道美唄市字チャシュナイ1016番地42
債務者　土門　政雄
1　決定年月日時　平成23年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　直之
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第３７７号
茨城県常陸太田市和田町480番地の７、旧住所茨城県常陸太田市和田町952番地の１　新西山荘カントリークラブ寮102号
債務者　高倉　力夫
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
水戸地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４２４号
茨城県笠間市中央３丁目４番10号友部ハイツ514
債務者　村上　俊則
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
水戸地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４２７号
茨城県東茨城郡茨城町大字長岡3480番地79
債務者　和田真理子（旧姓青山）
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
水戸地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４４２号
茨城県水戸市元吉田町1143番地の14ニューシティコスモⅢ・105号
債務者　関口　隆行
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
水戸地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４４４号
茨城県水戸市渡里町3219番地の２
債務者　市毛　　勝
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
水戸地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４４５号
茨城県ひたちなか市大字稲田1217番地の９
債務者　塩脇ゆり子
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
水戸地方裁判所民事部